

別表六の二(二) 平二十三・四・一以後終了連結事業年度分

平二十三・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が法第81条の15《連結事業年度における外国税額の控除》又は措置法第68条の91《特定外国子会社等に係る外国税額の控除》若しくは措置法第68条の93の3《特定外国法人に係る外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合（平成21年改正前の措置法第68条の91《特定外国子会社等に係る外国税額の控除》又は第68条の93の7《特定外国法人に係る外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。
- 2 当期において法第81条の3第1項（法第64条の4第1項から第3項まで《公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算》の規定により法第81条の3第1項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。）《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》又は措置法第68条の62の2第1項及び第5項《対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例》の規定により益金の額又は損金の額に算入される金額がある場合には、「連結所得金額又は連結欠損金額2」の欄は、これらの規定を適用しないで計算した連結所得金額又は連結欠損金額を記載します。
- 3 この明細書には、個別控除対象法人税額の計算に関する明細を記載した書類その他規則第37条の6第1項各号《外国税額控除を受けるための書類》で定める書類又は租税条約実施特例法施行省令第10条第

1項《みなし外国税額の控除の申告手続》に定めるみなし外国税額控除の適用を受けることができる旨を証する書類を添付します。

この場合、その添付に当たっては、できるだけ次の法人の区分に応じそれぞれ次によることとしてください。

- (1) 連結親法人…連結確定申告書に添付する当該連結親法人の個別帰属額に関する書類に添付します。
- (2) 連結子法人…当該連結子法人が所在地の税務署長に提出する個別帰属額等の届出書に添付します。

なお、連結確定申告書のこの明細書の下部余白には、これらの書類を個別帰属額等の届出書に添付した旨を記載してください。

- 4 「当期の連結控除限度額の計算」のうち、「限度額の計算の特例の適用がある場合」の各欄は、令第155条の29《連結控除限度額の計算の特例》の規定の適用を受ける場合（「各連結法人が納付した個別控除対象外国法人税額の合計額11」の金額が「計7」の金額の100分の50を超える場合）に記載します。
- 5 「当期の連結国外所得の金額の計算」のうち、「①のうち非課税所得分②」の各欄は、令第142条第3項《控除限度額の計算》に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額がある場合に記載します。